

令和3年度事業計画

自 令和3年7月 1日

至 令和4年6月30日

運営の基本方針

現在のコロナ禍は、世界的規模で個人の生活はもとより社会のあらゆる業界に試練を課しています。

そしてそのことは、経済の失速から更なる財政出動をもたらし、短期間での回復は見込めないのではないかとの見方もあり、公嘱協会は先の見えない状況の中で公益法人としての社会貢献活動を展開することとなります。

もう一度初心に戻り、公益法人の意義を理解し、また、社員の皆さんに公共調達への理解を促すよう努めたいと考えています。

「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」において「公益法人等との随意契約の適正化について」が取りまとめられ、競争性のない随意契約の見直しについての考え方が示されるとともに、今後取り組むべき課題として随意契約及び競争入札に係る情報公開の一層の充実等が盛り込まれたところであります。

私たちの業界も例外ではなく、適正に競争せよとの指針が示されました。かたや、専門性に鑑みた場合は、随意契約も可能であるとの指針も設けています。

私たちの社団が勝ち抜くためには、永遠に随意契約を得なければなりません。そのためには、優位性を二つ以上持たなければなりません。一つ目は公益法人という格、二つ目は土地家屋調査士という専門性です。

この優位性を適正に官公署に発信し、島根県内唯一のものであることを社員の皆様共々と共有し、未曾有の厄災に打ち勝ち、「団結」のもと、国民の皆さんの期待に応じて行くべきと考えています。

総務部

- ① 協会の現状に即した諸規則・諸規定の改廃及び新規作成
- ② インターネットを活用した社員への情報提供
 - ・社員への情報提供をホームページで一元化する
 - ・協会の運営への理解を図るため、理事会報告の配信
- ③ 各種会議の開催において、可能な限りオンライン会議ができるように環境を整える
- ④ 各部の事業に協働し、協会業務の円滑な推進を図る

業務部

- ① 研修会の実施・業務研修会、不特定多数向けの研修会（自主事業）を行う。
 - ・不特定多数向け研修ができない場合は社員向け研修を行う。
- ② 受注促進
 - ・単価契約のない部署へ単価契約を結べるよう働きかける。
 - ・官公署への定期的な訪問を行い、受注促進を期待した相談業務を行う。
 - ・基準点測量、境界標設置、立会業務等自主事業も含めた依頼活動をもとに地積測量図作成への啓蒙活動を行う。
- ③ 地図作成の推進
 - ・14条地図作成の事業推進を図る。

経理部

- ① 公益法人の法令、公益法人会計基準を遵守し、適正な会計処理を行う
- ② 収支相償と遊休財産の検討
- ③ 特定費用準備資金の運用の検討